

JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則 (変更履歴付き)	JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則 (整形版)	備考
<p style="text-align: center;">株式会社日本レジストリサービス 公開：2002年3月31日 公開改訂：2005年2月1日</p> <p style="text-align: center;">公開改訂：2009年7月31日</p> <p style="text-align: center;">実施：2009年9月1日 改訂：2022年4月1日 実施：2022年4月1日</p> <p style="text-align: center;">JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>この規則は、株式会社日本レジストリサービス (以下「当社」という) が保有するJPドメイン名登録情報等 (以下「JPドメイン名登録情報等」という) の公開および開示に関する事項を定める。</p> <p>2. この規則は、JPドメイン名登録情報等の情報主体 (以下「情報主体」という) および第三者の開示請求に適用する。</p> <p><u>3. この規則において用いる用語で、個人情報の保護に関する法律において定義されている用語は、別段の定義をしない限り、この規則においても同じ意味を有する。</u></p> <p>第2条 (個人情報等の取り扱い)</p> <p>当社は、JPドメイン名登録情報等に含まれる個人情報等に関しては、インターネットの健全な利用と個人情報等の保護の調整に努め、取り扱うものとする。</p> <p>第3条 (公開または開示の対象)</p> <p>当社は、JPドメイン名登録情報等のうち、当社が定める「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」に定める情報の公開・開示の目的を達成するために必要な情報を、公開または開示の対象とする。</p>	<p style="text-align: center;">株式会社日本レジストリサービス 公開：2002年3月31日 改訂：2005年2月1日</p> <p style="text-align: center;">改訂：2009年7月31日</p> <p style="text-align: center;">改訂：2022年4月1日 実施：2022年4月1日</p> <p style="text-align: center;">JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>この規則は、株式会社日本レジストリサービス (以下「当社」という) が保有するJPドメイン名登録情報等 (以下「JPドメイン名登録情報等」という) の公開および開示に関する事項を定める。</p> <p>2. この規則は、JPドメイン名登録情報等の情報主体 (以下「情報主体」という) および第三者の開示請求に適用する。</p> <p>3. この規則において用いる用語で、個人情報の保護に関する法律において定義されている用語は、別段の定義をしない限り、この規則においても同じ意味を有する。</p> <p>第2条 (個人情報等の取り扱い)</p> <p>当社は、JPドメイン名登録情報等に含まれる個人情報等に関しては、インターネットの健全な利用と個人情報等の保護の調整に努め、取り扱うものとする。</p> <p>第3条 (公開または開示の対象)</p> <p>当社は、JPドメイン名登録情報等のうち、当社が定める「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」に定める情報の公開・開示の目的を達成するために必要な情報を、公開または開示の対象とする。</p>	<p>凡例： <u>赤字 (下線付き)</u> : 追加 青字 (取消線付き) : 削除</p> <p>改訂日・実施日を記載</p> <p>用語定義に関する規定を追加</p>

JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則（変更履歴付き）	JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則（整形版）	備考
<p>2. 情報主体からの請求に基づき、当社がその事項を公開の対象としない情報を「非公開情報」という。</p> <p>3. JPドメイン名登録情報等に関する著作権は、当社に帰属する。</p> <p>第4条（WHOIS公開情報）</p> <p>JPドメイン名登録情報等のうち公開の対象とする情報（以下「WHOIS公開情報」という）は、当社が別に定める「公開・開示対象情報一覧」において規定する。</p> <p>2. WHOIS公開情報は、WHOIS検索サービスおよび当社のウェブページを介して公開する。</p> <p>第5条（WHOIS公開情報の利用方法および利用制限）</p> <p>WHOIS公開情報の利用方法は、当社がウェブページ上に掲示する所定の方法とする。</p> <p>2. WHOIS公開情報の提供を受けた者（以下「情報受領者」という）は、「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」に定める目的の範囲内で、自己の責任において当該のWHOIS公開情報を利用するほか、当社の書面による承諾なく、当該情報を第三者に提供しまたは公開、頒布してはならない。</p> <p>第6条（利用方法および利用制限違反に対する措置）</p> <p>当社は、情報受領者が前条に定める WHOIS公開情報の利用方法または利用制限に違反していると認める場合、当該の情報受領者に対する WHOIS公開情報の提供停止措置を取ることができる。</p> <p>第7条（開示情報）</p> <p>JPドメイン名登録情報等のうち開示を申請する者（以下「開示申請者」という）の申請によって開示の対象とする情報（以下「開示情報」という）は、当社が別に定める「公開・開示対象情報一覧」において規定する。</p> <p>2. 開示情報は、当社所定の方法に従った書面による開示申請に基づいて、当社所定の手数料を徴収の上、適当な手段により開示する。<u>ただし、情報主体から当該情報主体が識別される保有個人データの開示の請求を受けた場合には、開</u></p>	<p>2. 情報主体からの請求に基づき、当社がその事項を公開の対象としない情報を「非公開情報」という。</p> <p>3. JPドメイン名登録情報等に関する著作権は、当社に帰属する。</p> <p>第4条（WHOIS公開情報）</p> <p>JPドメイン名登録情報等のうち公開の対象とする情報（以下「WHOIS公開情報」という）は、当社が別に定める「公開・開示対象情報一覧」において規定する。</p> <p>2. WHOIS公開情報は、WHOIS検索サービスおよび当社のウェブページを介して公開する。</p> <p>第5条（WHOIS公開情報の利用方法および利用制限）</p> <p>WHOIS公開情報の利用方法は、当社がウェブページ上に掲示する所定の方法とする。</p> <p>2. WHOIS公開情報の提供を受けた者（以下「情報受領者」という）は、「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」に定める目的の範囲内で、自己の責任において当該のWHOIS公開情報を利用するほか、当社の書面による承諾なく、当該情報を第三者に提供しまたは公開、頒布してはならない。</p> <p>第6条（利用方法および利用制限違反に対する措置）</p> <p>当社は、情報受領者が前条に定める WHOIS公開情報の利用方法または利用制限に違反していると認める場合、当該の情報受領者に対する WHOIS公開情報の提供停止措置を取ることができる。</p> <p>第7条（開示情報）</p> <p>JPドメイン名登録情報等のうち開示を申請する者（以下「開示申請者」という）の申請によって開示の対象とする情報（以下「開示情報」という）は、当社が別に定める「公開・開示対象情報一覧」において規定する。</p> <p>2. 開示情報は、当社所定の方法に従った書面による開示申請に基づいて、当社所定の手数料を徴収の上、適当な手段により開示する。ただし、情報主体から当該情報主体が識別される保有個人データの開示の請求を受けた場合には、開</p>	<p>情報主体からの開示請求への開示手段に関する規定追加</p>

JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則（変更履歴付き）	JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則（整形版）	備考
<p data-bbox="216 197 1264 275"><u>示手段は当該情報主体が請求した方法（電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法に限る）とする。</u></p> <p data-bbox="186 327 587 363">第8条（開示情報の開示理由）</p> <p data-bbox="216 415 1279 590">当社は、第三者からの開示申請に基づく開示情報の開示の理由が「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」「4.1 情報の公開・開示」に定める各項目に該当しない場合、<u>および情報主体からの開示申請に対して法令に基づき開示を要しない場合</u>には、開示情報の開示を拒絶する。</p> <p data-bbox="216 642 1264 720">2. 当社は、前項の拒絶の決定をした場合には、開示申請者に対して書面をもって通知する。</p> <p data-bbox="186 772 617 808">第9条（開示情報の利用制限等）</p> <p data-bbox="246 861 1041 896">第5条第2項および第6条の規定は、開示情報に準用する。</p> <p data-bbox="186 949 884 984">第10条（<u>開示情報受領者</u> <u>第三者提供記録</u>の<u>回答開示</u>）</p> <p data-bbox="216 1037 1264 1304">当社は、<u>開示にかかる開示情報の主体からJPドメイン名登録情報等の第三者提供記録について開示</u>請求がある場合、<u>その開示の有無、開示の時期、開示情報の内容、開示の理由を回答法令の定めに従って当該第三者提供記録を開示</u>する。ただし、<u>開示理由の性質上、その開示が不適切と認める場合には、その開示履歴の通知を行わないことができる。法令の定めに基づき開示を要しない場合についてはこの限りではない。</u></p> <p data-bbox="186 1356 557 1392">第11条（情報受領者の責任）</p> <p data-bbox="216 1444 1264 1619">当社の公開・開示する情報の入手および利用に際し、情報主体その他の第三者との間で紛争が生じた場合は、情報受領者は、その責任および費用によりこれを解決するものとし、当社がその紛争により損害を被った場合には、その損害を賠償する。</p> <p data-bbox="186 1671 557 1707">第12条（細目の制定・変更）</p> <p data-bbox="216 1759 1234 1837">当社は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。</p> <p data-bbox="186 1890 468 1925">第13条（規則の変更）</p>	<p data-bbox="1353 197 2401 275">示手段は当該情報主体が請求した方法（電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法に限る）とする。</p> <p data-bbox="1323 327 1724 363">第8条（開示情報の開示理由）</p> <p data-bbox="1353 415 2407 590">当社は、第三者からの開示申請に基づく開示情報の開示の理由が「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」「4.1 情報の公開・開示」に定める各項目に該当しない場合、および情報主体からの開示申請に対して法令に基づき開示を要しない場合には、開示情報の開示を拒絶する。</p> <p data-bbox="1353 642 2401 720">2. 当社は、前項の拒絶の決定をした場合には、開示申請者に対して書面をもって通知する。</p> <p data-bbox="1323 772 1754 808">第9条（開示情報の利用制限等）</p> <p data-bbox="1383 861 2178 896">第5条第2項および第6条の規定は、開示情報に準用する。</p> <p data-bbox="1323 949 1754 984">第10条（第三者提供記録の開示）</p> <p data-bbox="1353 1037 2401 1171">当社は、情報主体からJPドメイン名登録情報等の第三者提供記録について開示請求がある場合、法令の定めに従って当該第三者提供記録を開示する。ただし、法令の定めに基づき開示を要しない場合についてはこの限りではない。</p> <p data-bbox="1323 1356 1694 1392">第11条（情報受領者の責任）</p> <p data-bbox="1353 1444 2401 1619">当社の公開・開示する情報の入手および利用に際し、情報主体その他の第三者との間で紛争が生じた場合は、情報受領者は、その責任および費用によりこれを解決するものとし、当社がその紛争により損害を被った場合には、その損害を賠償する。</p> <p data-bbox="1323 1671 1694 1707">第12条（細目の制定・変更）</p> <p data-bbox="1353 1759 2362 1837">当社は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。</p> <p data-bbox="1323 1890 1605 1925">第13条（規則の変更）</p>	<p data-bbox="2445 506 2852 583">情報主体からの開示申請を拒絶する場合の規定を追加</p> <p data-bbox="2445 949 2852 1026">第三者提供記録の開示に関する規定に修正</p>

JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則（変更履歴付き）	JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則（整形版）	備考
<p>当社は、当社所定の手続きを経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべての情報主体、およびJPドメイン名登録情報等の利用者に適用される。</p> <p>2. この規則を変更する場合、当社は、<u>1か月以上の当社が必要と認める期間</u>においてその施行期日を定めるものとし、当社の定める方法により、変更の内容および実施期日を公開する。</p> <p><u>3. 前項の定めにかかわらず、当社は、法令の新設・改廃に伴い、この規則を当社所定の手続きを経て即日変更、実施することができる。</u></p> <p>第14条（合意管轄）</p> <p>この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。</p> <p>（付 則）</p> <ol style="list-style-type: none"> この規則は、2002年4月1日から施行する。 2005年2月1日公開の改訂は、2005年4月1日から実施する。 2009年7月31日公開の改訂は、2009年9月1日から実施する。 <u>2022年4月1日公開の改訂は、同日から実施する。</u> 	<p>当社は、当社所定の手続きを経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべての情報主体、およびJPドメイン名登録情報等の利用者に適用される。</p> <p>2. この規則を変更する場合、当社は、当社が必要と認める期間においてその施行期日を定めるものとし、当社の定める方法により、変更の内容および実施期日を公開する。</p> <p>3. 前項の定めにかかわらず、当社は、法令の新設・改廃に伴い、この規則を当社所定の手続きを経て即日変更、実施することができる。</p> <p>第14条（合意管轄）</p> <p>この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。</p> <p>（付 則）</p> <ol style="list-style-type: none"> この規則は、2002年4月1日から施行する。 2005年2月1日公開の改訂は、2005年4月1日から実施する。 2009年7月31日公開の改訂は、2009年9月1日から実施する。 2022年4月1日公開の改訂は、同日から実施する。 	<p>事前公開の期間を「1カ月以上」から「当社が必要と認める期間」に変更</p> <p>「法令の新設・改廃の場合は即日改訂・実施できる」旨の規定を追加</p> <p>改訂日・実施日を記載</p>